

新座市地区まちづくり推進条例施行規則をここに公布する。

平成24年 / 月30日

新座市長

須田健治

新座市規則第 2 号

新座市地区まちづくり推進条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 地区まちづくりの推進（第4条―第19条）

第3章 まちづくりの支援（第20条）

第4章 都市計画における住民参加

第1節 地区計画等の住民原案の申出に関する手続（第21条―第23条）

第2節 都市計画の決定等に関する法定提案手続（第24条―第27条）

第3節 都市計画の案の作成に関する手続（第28条―第46条）

第5章 雑則（第47条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、新座市地区まちづくり推進条例（平成23年新座市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（開発行為等）

第3条 条例第2条第2項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条に規定する市長の許可を要する行為
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が定める行為

第2章 地区まちづくりの推進

（準備会の登録等）

第4条 条例第7条第1項の規定により準備会の登録を申請しようとする団体は、

新座市地区まちづくり準備会登録申請書に次に掲げる図書を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 規約その他これに類するもの
- (2) 構成員の住所及び氏名を記載した名簿
- (3) 活動の内容及び時期を記載した計画書
- (4) 地区のまちづくりのおおむねの区域を示す図面
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 市長は、準備会として登録した団体を新座市地区まちづくり準備会登録簿に登録するものとする。

3 条例第7条第2項第5号の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 構成員が2人以上であること。
- (2) 地区のまちづくりのおおむねの区域が次のいずれかに該当すること。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第7条第2項に規定する市街化区域

イ 法第7条第3項に規定する市街化調整区域のうち、新座市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例（平成15年新座市条例第3号。以下「市街化調整区域の開発許可条例」という。）第3条第1項第1号に規定する区域区分日前に住宅の建築を目的として造成された一団の土地で、市長が指定した土地の区域

ウ ア又はイに掲げるもののほか、市長が認める区域

- (3) 政治又は宗教の活動を目的としたものでないこと。
- (4) 活動内容が特定のものに不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすものでないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める活動を行うものでないこと。

4 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、準備会としての登録を認めるときは新座市地区まちづくり準備会登録決定通知書により、認めないときは新座市地区まちづくり準備会登録申請却下通知書により、その旨を当該申請を行った団体の代表者に通知するものとする。

5 準備会の登録期間は、登録の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。

6 前項に規定する登録期間を延長しようとする団体は、当該登録期間の満了日の2か月前までに、新座市地区まちづくり準備会登録延長申請書を市長に提出しなければならない。

- 7 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録期間の延長の可否を決定し、新座市地区まちづくり準備会登録延長決定通知書又は新座市地区まちづくり準備会登録延長申請却下通知書により、その旨を当該申請を行った団体の代表者に通知するものとする。この場合において、延長を決定したときは、その期間は第5項の規定により登録した期間と合わせて2年を超えることができない。
- 8 準備会は、条例第7条第2項に掲げる事項に変更があったときは、新座市地区まちづくり準備会登録事項変更届出書に変更内容を示す書類を添えて、速やかにこれを市長に提出しなければならない。
- 9 市長は、準備会が条例第7条第2項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったときその他準備会として適当でないと認めるときは、当該準備会の登録を取り消すことができる。
- 10 市長は、前項の規定により準備会の登録を取り消したときは、新座市地区まちづくり準備会登録取消決定通知書により、その旨及びその理由を当該登録の取消しを受けた準備会の代表者に通知するものとする。

(協議会の認定申請)

第5条 条例第8条第1項の規定により協議会の認定を申請しようとする団体は、新座市地区まちづくり協議会認定申請書に次に掲げる図書を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 規約その他これに類するもの
 - (2) 構成員の住所及び氏名を記載した名簿
 - (3) 活動の内容及び時期を記載した計画書
 - (4) 地区のまちづくりの区域を示す図面
 - (5) 地区のまちづくりの区域内の土地の地番及び地積並びに地区住民の区分、住所並びに氏名を記載した一覧簿
 - (6) 条例第8条第2項第6号に規定する同意があったことを証する書類
 - (7) 地区住民への協議会の設立に関する情報の公表及び周知の状況を示す書類
- 2 条例第8条第2項第6号に規定する同意は、次に掲げる要件を満たすものとする。
- (1) 対象区域内の20歳以上の地区住民の2分の1を超える者からの同意であること。
 - (2) 前号の同意をした者が所有する対象区域内の土地の地積の合計が、当該対象区域内の土地の総地積の2分の1を超えるものとなる同意であること。
- 3 条例第8条第2項第7号の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

(1) 規約等に次に掲げる事項を記載していること。

ア 地区住民の参加の機会の保障

イ 団体における活動等の透明性の保障

ウ 団体の構成員の地区のまちづくりの重要な意思決定への関与

(2) 構成員が2人以上であること。

(3) 地区のまちづくりの区域の面積が0.3ヘクタール以上であること。

(4) 地区のまちづくりの区域が次のいずれかに該当すること。

ア 法第7条第2項に規定する市街化区域

イ 法第7条第3項に規定する市街化調整区域のうち、市街化調整区域の開発許可条例第3条第1項第1号に規定する区域区分日前に住宅の建築を目的として造成された一団の土地で、市長が指定した土地の区域

ウ ア又はイに掲げるもののほか、市長が認める区域

(5) 既に認定を受けている協議会の地区のまちづくりの区域と重複し、又は隣接するときは、当該協議会と必要な調整が図られていること。

(6) 政治又は宗教の活動を目的としたものでないこと。

(7) 活動内容が特定のものに不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすものでないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める活動を行うものでないこと。

(協議会の認定を受けることができる団体等)

第6条 条例第8条第3項の規則で定める団体は、次に掲げるものとする。

(1) 町内会等

(2) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定により市内に設立された商工会議所

(3) まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、市内に設立されたもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、市内でまちづくりを行っている団体で市長が認めるもの

2 条例第8条第3項に規定する協議会の認定の申請は、新座市地区まちづくり協議会認定申請書に次に掲げる図書を添えて、これを市長に提出することにより行うものとする。

(1) 活動の内容及び時期を記載した計画書

(2) 地区のまちづくりの区域を示す図面

- (3) 地区のまちづくりの区域内の土地の地番及び地積並びに地区住民の区分、住所並びに氏名を記載した一覧簿
 - (4) 条例第8条第3項第3号に規定する同意があったことを証する書類
 - (5) 地区住民への協議会の設立に関する情報の公表及び周知の状況を示す書類
- 3 条例第8条第3項第3号に規定する同意は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 対象区域内の20歳以上の地区住民の2分の1を超える者からの同意であること。
 - (2) 前号の同意をした者が所有する対象区域内の土地の地積の合計が、当該対象区域内の土地の総地積の2分の1を超えるものとなる同意であること。
- 4 条例第8条第3項第4号の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。
- (1) 地区のまちづくりの区域の面積が0.3ヘクタール以上であること。
 - (2) 地区のまちづくりの区域が次のいずれかに該当すること。

ア 法第7条第2項に規定する市街化区域

イ 法第7条第3項に規定する市街化調整区域のうち、市街化調整区域の開発許可条例第3条第1項第1号に規定する区域区分日前に住宅の建築を目的として造成された一団の土地で、市長が指定した土地の区域

ウ ア又はイに掲げるもののほか、市長が認める区域

- (3) 既に認定を受けている協議会の地区のまちづくりの区域と重複し、又は隣接するときは、当該協議会と必要な調整が図られていること。
- (4) 政治又は宗教の活動を目的としたものでないこと。
- (5) 活動内容が特定のものに不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすものでないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める活動を行うものでないこと。

(協議会の認定通知等)

第7条 条例第8条第5項に規定する認定を行ったときの通知は新座市地区まちづくり協議会認定決定通知書により、認定を行わなかったときの通知は新座市地区まちづくり協議会認定申請却下通知書により行うものとする。

(協議会の活動状況報告)

第8条 協議会は、毎年5月31日までに、市長に対し、前年度の活動状況を報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告は、新座市地区まちづくり協議会活動状況報告書に協議会の活動状況が分かる書類その他市長が必要と認める図書を添えて、これを

市長に提出することにより行うものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、協議会に対し、活動状況についての報告を求めることができる。

(協議会の認定内容の変更等)

第9条 条例第10条の規定による変更の届出は、新座市地区まちづくり協議会変更届出書に変更内容を示す図書を添えて、これを市長に提出することにより行うものとする。

- 2 条例第10条の規定による解散の届出は、新座市地区まちづくり協議会解散届出書を市長に提出することにより行うものとする。

(協議会の認定取消通知)

第10条 条例第11条第5項に規定する取消しの通知は、新座市地区まちづくり協議会認定取消決定通知書により行うものとする。

(地区まちづくり計画の案に定める事項)

第11条 条例第12条第1項の地区まちづくり計画の案に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象とする区域に関する事項
- (2) 目標
- (3) 土地利用に関する事項
- (4) 公共施設の整備及び管理に関する事項
- (5) 建築物等の制限に関する事項
- (6) 緑地等の保全又は緑化に関する事項
- (7) 景観に関する事項
- (8) 地区まちづくり計画の実践のための活動に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、地区まちづくり計画の案の作成に関し必要な事項

(地区まちづくり計画の案の作成)

第12条 条例第12条第4項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 意見書の概要
- (2) 意見書に対する協議会の見解書
- (3) 地区まちづくり計画の案を修正した場合における修正内容及び修正後の地区まちづくり計画の案

- 2 前項に規定する事項の公表に当たっては、回覧等の方法により地区住民に周知しなければならない。

(地区まちづくり計画の認定申請における地区住民の同意)

第13条 条例第13条第1項の地区住民の同意は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 対象区域内の20歳以上の地区住民の3分の2以上の同意であること。
- (2) 前号の同意をした者が所有する対象区域内の土地の地積の合計が、当該対象区域内の土地の総地積の3分の2以上となる同意であること。

(地区まちづくり計画の認定申請)

第14条 協議会は、条例第13条第1項の規定により地区まちづくり計画の認定を申請しようとするときは、新座市地区まちづくり計画認定申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第13条第1項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 地区まちづくり計画の案（計画書、総括図及び計画図を含む。）
 - (2) 地区のまちづくりの区域内の土地の地番及び地積並びに地区住民の区分、住所並びに氏名を記載した一覧簿
 - (3) 条例第12条第2項から第4項までに規定する手続を実施した経過を記載した図書
 - (4) 前号の手続において提出された意見書、見解書等の写し
 - (5) 地区住民の同意があったことを証する書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
- (地区まちづくり計画の認定における審査事項)

第15条 条例第13条第2項及び第3項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) まちづくり基本計画及び市の施策並びに既に認定を受けている地区まちづくり計画との整合性に関する事項
- (2) 地区住民の合意形成に関する事項
- (3) 実現可能性に関する事項
- (4) 地区まちづくり計画の案が特定のものに不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすものでないこと。

(地区まちづくり計画の認定通知等)

第16条 条例第13条第4項（条例第14条において準用する場合を含む。）に規定する認定を行ったときの通知は新座市地区まちづくり計画認定決定通知書により、認定を行わなかったときの通知は新座市地区まちづくり計画認定申請却下通知書により行うものとする。

(地区まちづくり計画の変更等)

第17条 協議会は、条例第14条第1項の規定により地区まちづくり計画の変

更を申請しようとするときは、新座市地区まちづくり計画変更認定申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、添付すべき図書については、第14条第2項の規定を準用する。

2 協議会は、条例第14条第1項の規定により地区まちづくり計画の廃止を申請しようとするときは、新座市地区まちづくり計画廃止認定申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、添付すべき図書については、第14条第2項の規定を準用する。

3 条例第14条第1項の規則で定める軽易な変更は、地区まちづくり計画の名称の変更とする。

(地区まちづくり計画の認定の取消し)

第18条 条例第15条第1項の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により地区まちづくり計画の認定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地区まちづくり計画の認定を取り消す必要があると市長が認めるとき。

(説明が必要な開発行為等)

第19条 条例第16条第3項に規定する規則で定める開発行為等は、次に掲げるものとする。

- (1) 新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例（平成14年新座市条例第30号）第2条第2項第1号に規定する開発行為、同項第2号に規定する建築行為及び同項第3号に規定する中高層建築物の建築行為
 - (2) 新座市墓地等指導要綱（平成11年新座市告示第169号）の指導の対象となる行為
- 2 条例第16条第3項の開発行為等についての説明は、新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例第19条に規定する事前協議、新座市墓地等指導要綱第6条に規定する指導その他これに準じた手続が終了するまでに、新座市開発行為等に伴う協議会への説明報告書に説明経過を記載した図書を添えて、これを市長に提出することにより行わなければならない。

第3章 まちづくりの支援

(専門的知識を有する者の派遣)

第20条 条例第19条第2項の派遣は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 準備会が協議会を設立するために必要な活動を行っているとき。
- (2) 協議会が地区まちづくり計画の案を作成しようとするとき。
- (3) 協議会が地区まちづくり計画に基づき事業を行おうとするとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が派遣の必要があると認めるとき。

2 前項の派遣は、1 年度につき 1 2 回を限度とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間で行うものとする。

(1) 前項第 1 号に該当するとき 準備会として登録された日から当該日の属する年度の翌年度の末日までの間

(2) 前項第 2 号に該当するとき 協議会として認定された日から当該日の属する年度の翌年度の末日までの間

(3) 前項第 3 号又は第 4 号に該当するとき 市長が必要と認める期間

第 4 章 都市計画における住民参加

第 1 節 地区計画等の住民原案の申出に関する手続

(地区計画等の住民原案の申出方法)

第 2 1 条 条例第 2 0 条第 1 項の規定による申出は、新座市地区計画等の住民原案の申出書に次に掲げる図書を添えて、これを市長に提出することにより行わなければならない。

(1) 地区計画等の住民原案（計画書、総括図及び計画図を含む。）

(2) 申出を行うことができる者であることを証する書類

(3) 申出に係る土地の区域内に存する全ての土地及び建物の登記事項証明書等並びに公図の写し

(4) 申出を行う理由を記載した書類

(5) 申出に係る土地の区域内の住民及び利害関係人（以下「住民等」という。）に対する説明経過を記載した書類

(6) 申出に係る土地の区域内の土地所有者等の 3 分の 2 以上の同意を得ていることを証する書類

(7) 申出に係る土地の区域内において、前号の同意をした者が所有する土地の地積と当該同意をした者が有する借地権の目的となっている土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の 3 分の 2 以上であることを証する書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、申出に関し市長が必要と認める図書

(地区計画等に関する都市計画の決定又は変更に係る判断基準)

第 2 2 条 条例第 2 0 条第 2 項の規定による判断のための基準は、次に掲げるものとする。

(1) 法第 1 3 条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に即していること。

(2) まちづくり基本計画その他市の施策に即していること。

- (3) 条例第20条第1項の規定による申出に係る土地の区域の面積が0.3ヘクタール以上であること。
- (4) 申出に係る土地の区域内の土地所有者等に対し説明が行われていること。
- (5) 申出の内容が特定のものに不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすものでないこと。

(地区計画等に関する都市計画の決定又は変更をする必要がない旨の通知)

第23条 条例第20条第3項の規定による通知は、新座市地区計画等の住民原案を採用しない旨の通知書により行うものとする。

第2節 都市計画の決定等に関する法定提案手続

(計画提案書の提出方法)

第24条 条例第25条第1項に規定する計画提案は、新座市都市計画提案書に次に掲げる図書を添えて、これを市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 計画提案に係る都市計画の素案（計画書、総括図及び計画図を含む。）
- (2) 計画提案を行うことができる者であることを証する書類
- (3) 計画提案に係る土地の区域内に存する全ての土地及び建物の登記事項証明書等並びに公図の写し
- (4) 計画提案を行う理由を記載した書類
- (5) 法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に即する旨の検討書
- (6) 計画提案に係る土地の区域周辺の環境等への影響に関する検討書
- (7) 計画提案に係る土地の区域内の土地所有者等に対する説明経過等を記載した書類
- (8) 計画提案に係る土地の区域内の法第21条の2第3項第2号に規定する土地所有者等の同意があったことを証する書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、計画提案に関し市長が必要と認める図書
(都市計画の決定又は変更に係る審査基準)

第25条 条例第25条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に即していること。
- (2) まちづくり基本計画その他市の施策に即していること。
- (3) 条例第25条第1項に規定する計画提案に係る土地の区域の面積が、地区計画等に係るものにあつては0.3ヘクタール以上であり、その他の都市計画に係るものにあつては0.5ヘクタール以上であること。

(4) 計画提案に係る土地の区域内の土地所有者等に対し説明が行われていること。

(5) 計画提案に係る土地の区域周辺の環境又は都市機能に著しい影響を与えないこと。

(6) 計画提案の内容が特定のものに不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすものでないこと。

(計画提案書の内容の一部について都市計画決定等をしないことの通知)

第26条 条例第25条第4項に規定する市長が計画提案書の内容の一部を実現することとなる都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときの通知は、新座市都市計画提案の一部について決定しない旨の通知書により行うものとする。

(計画提案書の内容の全部について都市計画決定等をしないことの通知)

第27条 条例第25条第5項に規定する決定又は変更をしないと認めるときの通知は、新座市都市計画提案を採用しない旨の通知書により行うものとする。

第3節 都市計画の案の作成に関する手続

(説明会又は公聴会の開催等)

第28条 条例第26条第1項の必要な措置は、説明会の開催によることを原則とし、市が作成した都市計画の案の内容となるべき事項（以下「都市計画の原案」という。）について住民等に対する説明を行うとともに、当該都市計画の原案について住民等に意見を述べる機会を与えることとする。ただし、市長が説明会を開催する必要があると認めるときは、公聴会の開催等によることができる。

(説明会開催の告示)

第29条 市長は、説明会を開催しようとするときは、その開催の日の20日前までに、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 説明会の日時及び場所

(2) 都市計画の原案のうち、種類、名称、位置及び区域

(3) 都市計画の原案の閲覧の期間及び場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項

2 市長は、災害その他やむを得ない事由があるときは、説明会の日時若しくは場所を変更し、又は説明会を中止することができる。この場合において、市長は、その旨を告示するものとする。

(説明会の責任者等)

第30条 説明会は、市長又はその指名する市職員を責任者として開催するもの

とする。

- 2 市が作成した都市計画の原案等の説明は、市職員が行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、市職員以外の者に説明をさせることができる。

(説明会の中止)

第31条 責任者は、第29条第1項の規定により告示した説明会の開始時刻から30分を経過するまでに、当該説明会に参加する住民等（以下「参加者」という。）がないと認めるときは、説明会の開催を中止することができる。

- 2 市長は、前項の規定により説明会を中止したときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(説明会における質問等)

第32条 説明会の参加者は、説明会において決められた時間の範囲内で第30条第3項の規定による説明のあった都市計画の原案等について質問し、又は意見を述べることができる。

- 2 第30条第3項の規定による説明を行った市職員等は、前項に規定する質問があったときは、説明会において決められた時間の範囲内で回答するものとする。この場合において、回答することができなかったものについては、遅滞なく、回答を作成し、市のホームページ上に掲載することにより、これを公表するものとする。

(参加者の入場制限)

第33条 責任者は、説明会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、参加者の入場を制限することができる。

(説明会の秩序維持)

第34条 説明会においては、何人も責任者の指示に従わなければならない。

- 2 責任者は、説明会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(説明会の記録)

第35条 責任者は、説明会に関する記録を作成しなければならない。

- 2 前項の記録には、次に掲げる事項を記載し、責任者がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

- (1) 都市計画の原案

- (2) 説明会の日時及び場所

- (3) 参加者が述べた質問及び意見の内容並びに当該質問に対する市職員等の回答の内容

- (4) 説明会の概要及び経過

(5) 前各号に掲げるもののほか、責任者が必要と認める事項

(公聴会開催の告示)

第36条 市長は、公聴会を開催しようとするときは、その開催の日の20日前までに、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 公聴会の日時及び場所

(2) 都市計画の原案のうち、種類、名称、位置及び区域

(3) 都市計画の原案の閲覧の期間及び場所

(4) 都市計画の原案に対する意見の要旨等を記載した書面等の提出期限及び提出先

(5) 前各号に掲げるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項

2 市長は、災害その他やむを得ない事由があるときは、公聴会の日時若しくは場所を変更し、又は公聴会を中止することができる。この場合において、市長は、その旨を告示するものとする。

(公述人となる資格及び手続)

第37条 公聴会に出席して意見を述べる資格を有する者は、住民等とする。

2 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、前条第1項第4号に規定する提出期限までに、住所、氏名、意見の要旨及び理由を記載した書面並びに公述人となる資格を有することを証する書類（以下「書面等」という。）を市長に提出しなければならない。

(公聴会の中止)

第38条 市長は、書面等が提出されないときは、公聴会の開催を中止することができる。

2 第36条第2項後段の規定は、前項の規定により公聴会の開催を中止する場合に準用する。

(公述人の選定)

第39条 市長は、第37条第2項の規定により書面等を提出した者のうちから公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）及び意見を述べることができる時間（以下「公述時間」という。）を定め、当該公述人にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、第37条第2項の規定により提出された書面等に記載された意見の要旨が類似しているときは、それらの書面等を提出した者の一部を公述人として定めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が都市計画に広く住民等の意見を反映させるため必要があると認めるときは、第37条第2項の規定により書面等を提出

した者以外の者を公述人として定めることができる。この場合において、公述時間を定め、公述人にその旨を通知するものとする。

(公聴会の議長)

第40条 公聴会は、市長又はその指名する市職員が議長として主宰するものとする。

(公聴会における意見陳述等)

第41条 公述人は、公聴会においては、第37条第2項の規定により提出した書面等の内容の範囲内で意見を述べなければならない。

2 議長は、公述人（次項の第三者を含む。以下この項において同じ。）の陳述が前項に規定する範囲を超え、若しくは公述時間を超えたとき、又は公述人に不穏当な言動があったときは、その陳述を禁止し、又は当該公述人を退場させることができる。

3 公述人は、議長の同意を得た場合は、第三者に文書を朗読させ、又は文書で意見を述べるができる。

(質疑)

第42条 議長は、公述人に対し質疑することができる。

2 公述人は、質疑することができない。

(傍聴人の入場制限)

第43条 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

(公聴会の秩序維持)

第44条 公聴会においては、何人も議長の指示に従わなければならない。

2 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(公聴会の記録)

第45条 議長は、公聴会に関する記録を作成しなければならない。

2 前項の記録には、次に掲げる事項を記載し、議長がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

(1) 都市計画の原案

(2) 公聴会の日時及び場所

(3) 出席した公述人の住所及び氏名

(4) 公述人が述べた意見の内容

(5) 前各号に掲げるもののほか、公聴会の経過に関する事項

(軽易な都市計画の変更等)

第46条 条例第26条第3項の規則で定める軽易な都市計画の変更等は、名称の変更その他都市計画に係る区域及びその周辺の区域に及ぼす影響が特に軽易なものとして市長が認めるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第47条 この規則に定めるもののほか、様式の作成その他の地区のまちづくりの推進に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。